平成２２年（フ）第３９４号
相模原市中央区上溝1565番地１　ファミーユ・アイ203号
債務者　髙橋　　寛
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４００号
相模原市中央区上矢部３丁目１番12号
債務者　岡部　弥穂
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４０３号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目47番７―307号　グリーンヒルズひばりが丘
債務者　牧野　信也
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４６号
熊本県天草市五和町二江3163番地１
債務者　丸満　朝子（旧姓樫山）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第４７号
熊本県天草市河浦町河浦5293番地１
債務者　小松　竜也
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第１２７００号
東京都足立区中央本町２丁目20―13
債務者　鈴木　　仁
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７９１号
埼玉県草加市八幡町319―４
債務者　加藤　香菜
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９５８号
東京都江戸川区中葛西１丁目28―１―207
債務者　関　　綾子（旧姓三島）
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９５９号
東京都文京区大塚４丁目43―３
債務者　杉本　　亮
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９６１号
東京都渋谷区代々木３―32―１―302、住民票上の住所東京都板橋区高島平３丁目10―７―301
債務者　湯淺　昭彦
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９６２号
東京都世田谷区北烏山７丁目５―12
債務者　高橋由紀子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９７０号
東京都江戸川区東小岩２丁目９―12―103
債務者　柳　　三司
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９７１号
東京都北区赤羽西４丁目40―10
債務者　田村　清子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３００９号
東京都江東区北砂５丁目20―３―508
債務者　眞水　茂秋
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１５号
相模原市中央区相模原４丁目７番２号　モナークマンション相模原1009号
債務者　池田　綾香
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部